

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

提出者	秦野市議会議員	吉 村 慶 一
賛成者	同	古 木 勝 久
同	同	木 村 眞 澄
同	同	露 木 順 三
同	同	佐 藤 文 昭

提案理由

新型コロナウイルスによる市民生活や地域経済への影響は、第一に秦野市の財政における市税収入が、令和 3 年度予算において約 1 5 億円の減収になったものが、令和 4 年度予算において約 7 億円の増収になるにすぎず、いまだ旧に復するということができないこと、第二に中栄信用金庫の「なかしん中小企業景況レポート No. 4 1」の予測においても、「先行きの不透明感は続く」とのことで、いまだ解消したとは言い得ない状況です。

加えて、ロシアのウクライナ侵攻が新たな地域経済の悪化要因となる可能性は大であります。

これらのことを勘案し、現在行っている議員報酬を減額する特例措置を、当面、令和 4 年 9 月 3 0 日まで延長するため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第12項（見出しを含む。）中「令和4年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第2号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-11 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和4年9月30日までに支給する議員報酬月額に係る減額特例措置)</p> <p>12 第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年9月30日までの間に支給する議員報酬の月額(第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。</p> <p>13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1-11 (略)</p> <p>(令和2年5月1日から令和4年3月31日までに支給する議員報酬月額に係る減額特例措置)</p> <p>12 第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和4年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額(第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。</p> <p>13 (略)</p>